

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 27 日

地方厚生(支)局
保険年金(企業年金)課 宛て

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

「確定給付企業年金規約例」の一部改正について

「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」(令和 8 年厚生労働省令第 48 号)が本日公布され、令和 8 年 4 月 1 日に施行することとされた。

これに伴い、「確定給付企業年金規約例」を別添のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日より適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定給付企業年金規約例
新旧対照表

網掛部分が改正箇所

新				旧			
確定給付企業年金規約例 第 1 ～ 第 4 （略）				確定給付企業年金規約例 第 1 ～ 第 4 （略）			
規約型確定給付企業 年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項	規約型確定給付企業 年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 4 章 給付	第 6 章 給付			第 4 章 給付	第 6 章 給付		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 3 節 脱退一時 金	第 3 節 脱退一時 金			第 3 節 脱退一時 金	第 3 節 脱退一時 金		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(代替例) 休職の開 始を加入者の資格 の喪失事由とし、 かつ、再加入者に ついて前後の加入 者期間を合算する 場合であって、法 第 4 1 条第 2 項第 1 号に係る脱退一 時金の受給権者の うち、当該喪失事 由により同号に係 る脱退一時金の受 給権者となった者 のみが当該脱退一 時金の支給の繰下 げの申出をできる こととするとき 第 2 8 条 第 5 条第 5 号に該当して第	(代替例) 休職の開 始を加入者の資格 の喪失事由とし、 かつ、再加入者に ついて前後の加入 者期間を合算する 場合であって、法 第 4 1 条第 2 項第 1 号に係る脱退一 時金の受給権者の うち、当該喪失事 由により同号に係 る脱退一時金の受 給権者となった者 のみが当該脱退一 時金の支給の繰下 げの申出をできる こととするとき 第 6 4 条 第 4 1 条 第 5 号に該当して	(略)	(略)	(代替例) 休職の開 始を加入者の資格 の喪失事由とし、 かつ、再加入者に ついて前後の加入 者期間を合算する 場合であって、法 第 4 1 条第 2 項第 1 号に係る脱退一 時金の受給権者の うち、当該喪失事 由により同号に係 る脱退一時金の受 給権者となった者 のみが当該脱退一 時金の支給の繰下 げの申出をできる こととするとき 第 2 8 条 第 5 条第 5 号に該当して第	(代替例) 休職の開 始を加入者の資格 の喪失事由とし、 かつ、再加入者に ついて前後の加入 者期間を合算する 場合であって、法 第 4 1 条第 2 項第 1 号に係る脱退一 時金の受給権者の うち、当該喪失事 由により同号に係 る脱退一時金の受 給権者となった者 のみが当該脱退一 時金の支給の繰下 げの申出をできる こととするとき 第 6 4 条 第 4 1 条 第 5 号に該当して	(略)	(略)

26条第1号に係る脱退一時金の受給権者となった者は、事業主に、退職を終了する日まで脱退一時金の支給を繰り下げることができる。 2～6 (略)	第62条第1号に係る脱退一時金の受給権者となった者は、基金に、退職を終了する日まで脱退一時金の支給を繰り下げることができる。 2～6 (略)			26条第1号に係る脱退一時金の受給権者となった者は、事業主に、退職を終了して復職する日まで脱退一時金の支給を繰り下げることができる。 2～6 (略)	第62条第1号に係る脱退一時金の受給権者となった者は、基金に、退職を終了して復職する日まで脱退一時金の支給を繰り下げることができる。 2～6 (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
〔第5節〕 遺族給付金	〔第5節〕 遺族給付金			〔第5節〕 遺族給付金	〔第5節〕 遺族給付金		
(支給要件及び支給の方法) 第33条 (略)	(支給要件及び支給の方法) 第69条 (略)	(略)	○ 第1項第2号及び第2項第2号の規定は、制度上、当該者が存在し得る場合に規約に定めるものであること。 ○ 給付対象者は可変的であること（法第47条）。また、このほか、障害給付金を支給する場合には、障害給付金の受給権者も給付対象者としてすることができること	(支給要件及び支給の方法) 第33条 (略)	(支給要件及び支給の方法) 第69条 (略)	(略)	○ 第1項第2号及び第2項第2号の規定は、制度上、当該者が存在し得る場合に規約に定めるものであること。 ○ 給付対象者は可変的であること（法第47条）。また、このほか、障害給付金を支給する場合には、障害給付金の受給権者も給付対象者としてすることができること

			(令第33条第4号) ○ 法第47条に規定する「給付対象者」には、「その他政令で定める者」として、令第33条のとおり老齢給付金の受給権者であってその支給の繰下げの申出をしている者等が含まれること。また、老齢給付金の受給権者であって、支給開始要件を満たしたものの裁定の請求を行っていない、又は、請求後に初回の給付の支給を受けていない者が死亡したときに遺族給付金を支給することは可能であること。 ○ 遺族給付金を年金又は一時金としてのみ支給することもできるこ				(令第33条第4号) ○ 法第47条においては、給付対象者となり得る者について、「老齢給付金の受給権者」ではなく、「老齢給付金の支給を受けている者」と規定していることから、これらの語義の違いを踏まえ、老齢給付金の受給権者であって、老齢給付金の支給を請求していない者が死亡した場合には、未支給給付として処理すること。《規第17条（基第53条）参照》 ○ 遺族給付金を年金又は一時金としてのみ支給することもできるこ
--	--	--	--	--	--	--	--

			と（法第４９条）。また、いかなる給付対象者の遺族に年金又は一時金を支給するかは、可変的であること。 ○ 遺族給付金は、老齢給付金（法第３７条第１項）及び脱退一時金（法第４１条第４項）と異なり、繰下げ規定を設けることは認められないこと。				と（法第４９条）。また、いかなる給付対象者の遺族に年金又は一時金を支給するかは、可変的であること。 ○ 遺族給付金は、老齢給付金（法第３７条第１項）及び脱退一時金（法第４１条第４項）と異なり、繰下げ規定を設けることは認められないこと。
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第５章 掛金	第７章 掛金			第５章 掛金	第７章 掛金		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（掛金の納付） 第４５条 （略）	（掛金の納付） 第８２条 （略）	（略）	○ 掛金の納付期限を明確に定めること。 なお、納付期限は、原則として、掛金に対応する期間の末日の属する月の翌月までとすること （承認・認可基準 3-3(3)①）。 ○ 端数処理の	（掛金の納付） 第４５条 （略）	（掛金の納付） 第８２条 （略）	（略）	○ 掛金の納付期限を明確に定めること。 なお、納付期限は、原則として、掛金に対応する期間の末日の属する月の翌月までとすること （承認・認可基準 3-3(3)①）。 ○ 端数処理の

			方法は合理的に定めること。 ○ 事業主は、規則第45条第3項に規定する補足掛金額の範囲内において、掛金を金銭に代えて上場株式で納付することができること（法第56条第2項及び令第36条）。なお、その場合の手續等については、令第36条の規定及び規則第39条から第42条までの規定によること。 ○ 事業主の掛金の納付に係る債権・債務の消滅時効については、確定給付企業年金法令に特段の規定がない以上、当然に一般法たる民法の規定が適				方法は合理的に定めること。 ○ 事業主は、特別掛金、特例掛金（規第50条（基第87条）に規定する臨時拠出による特例掛金を含む。）について、金銭に代えて上場株式で納付することができること（法第56条第2項及び令第36条）。なお、その場合の手續等については、令第36条の規定及び規則第39条から第42条までの規定によること。 ○ 事業主の掛金の納付に係る債権・債務の消滅時効については、確定給付企業年金法令に特段の規定がない以上、当然に一般法たる民法の規定が適
--	--	--	--	--	--	--	---

			用されるため、あえて規約に定める必要はないこと。 ○ 民法第419条の規定に基づき遅延損害金を請求する場合には、その旨記載すること。				用されるため、あえて規約に定める必要はないこと。 ○ 民法第419条の規定に基づき遅延損害金を請求する場合には、その旨記載すること。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第10章 雑則	第13章 雑則			第10章 雑則	第13章 雑則		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(届出) 第91条 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、30日以内に、その旨を事業主に届け出なければならない。 〔ただし、事業主の委託を受けた連合会が住民基本台帳法第30条の9の規定により年金給付の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者の死亡について、受給権者の死亡の日から7日	(届出) 第128条 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、30日以内に、その旨をこの基金に届け出なければならない。〔ただし、基金の委託を受けた連合会が住民基本台帳法第30条の9の規定により年金給付の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者の死亡について、受給権者の死亡の日から	(略)	○ 第1項ただし書は、住基ネット情報の活用により、死亡の届出を不要とする場合の例であること。 ○ 第3項は、死亡の届出時に添付する第2項に定める書類を情報提供等記録開示システムによる確認で代替する場合の例であること(規則第118条)。 ○ 第4項ただ	(届出) 第91条 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、30日以内に、その旨を事業主に届け出なければならない。	(届出) 第128条 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、30日以内に、その旨をこの基金に届け出なければならない。	(略)	(新設) ○ 第3項は、死亡の届出時に添付する第2項に定める書類を情報提供等記録開示システムによる確認で代替する場合の例であること(規則第118条)。 ○ 第4項ただ

以内に当該受給権者に係る戸籍法の規定による死亡の届出をした場合はこの限りでない。]	7日以内に当該受給権者に係る戸籍法の規定による死亡の届出をした場合はこの限りでない。]		し書は、現況届を住基ネット情報で代替する場合の例であること。				し書は、現況届を住基ネット情報で代替する場合の例であること。
2～〔4〕（略）	2～〔4〕（略）			2～〔4〕（略）	2～〔4〕（略）		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）